平成２３年（フ）第１７５号
北海道白糠郡白糠町東１条北３丁目２番地20
債務者　得永　秋男
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
釧路市鳥取北５丁目８番４号　テラスホンダ205号室
債務者　馬場真奈美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４５３号
川崎市川崎区浜町３丁目７番21号　浜町ビル202
債務者　田端　　敬
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
岡山県玉野市渋川１丁目３番28号
債務者　岡﨑　幹夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２号
岡山市東区東平島1171番地３　Ａ201
債務者　児玉　隼人
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５０号
岡山県玉野市宇野１丁目34番22号
債務者　川越　利光
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１９号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地５―505
債務者　斉藤　　實
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２０号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地５―505
債務者　斉藤　和子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７３２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番８―306号
債務者　青柳　利一
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７９５号
東京都町田市中町２丁目６番22号グリーンハイツ林201
債務者　山口　哲司
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２号
佐賀県西松浦郡有田町広瀬山甲1982番地
債務者　坂口　忠典
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
長崎県佐世保市天神５丁目７番２号
債務者　磯道　隆太
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
川崎市多摩区長沢１丁目14番２号　ベルク長沢103
債務者　落合　　洋
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
川崎市幸区都町11番地　魚五ビル402
債務者　桑原　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
川崎市中原区上小田中１丁目24番１―102号　フローラルハイム
債務者　八重樫ユキ子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
川崎市宮前区犬蔵１丁目11番52号　グリーンヴィレッジ宮前平Ｂ―１
債務者　鹿本　明政
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係